

6月21日以降の対応について

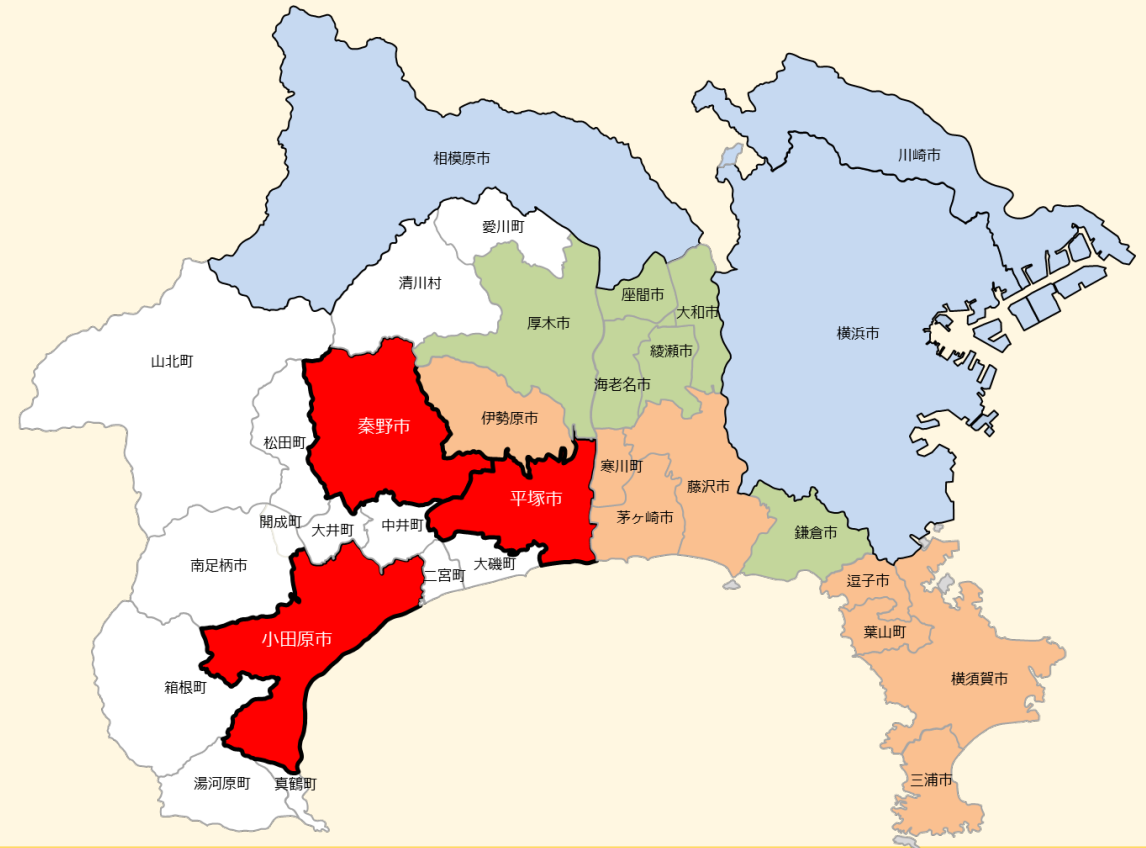
令和3年6月18日

措置区域の変更について

現在の措置区域と期間

- 横浜市、川崎市、相模原市(4月20日~6月20日)
- 鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市(4月28日~6月20日)
- 横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町(5月12日~6月20日)
- 平塚市、小田原市、秦野市(6月1日~6月20日)

計 18市2町



県内地域別新規発生者数(保健所別)

保健所別新規感染者数
(4月8日～14日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	422	11.23
川崎	276	17.93
相模原	81	11.20
横須賀	22	5.64
藤沢	37	8.47
茅ヶ崎管内	24	8.25
県域	206	9.91
(平塚管内)	31	5.32
(鎌倉管内)	32	10.55
(小田原管内)	52	15.47
(厚木管内)	91	10.63
県合計	1,068	11.59

保健所別新規感染者数
(4月16日～22日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	623	16.57
川崎	411	26.69
相模原	95	13.13
横須賀	33	8.43
藤沢	45	10.31
茅ヶ崎管内	34	11.69
県域	304	14.63
(平塚管内)	50	8.53
(鎌倉管内)	57	18.81
(小田原管内)	33	9.81
(厚木管内)	164	19.16
県合計	1,545	16.76

保健所別新規感染者数
(4月28日～5月4日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	666	17.72
川崎	399	25.92
相模原	77	10.65
横須賀	55	14.09
藤沢	59	13.51
茅ヶ崎管内	42	14.44
県域	271	13.04
(平塚管内)	60	9.61
(鎌倉管内)	54	18.46
(小田原管内)	17	6.54
(厚木管内)	140	18.23
県合計	1,569	16.80

保健所別新規感染者数
(5月18日～5月24日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	764	20.33
川崎	435	28.26
相模原	93	12.86
横須賀	52	13.32
藤沢	44	10.07
茅ヶ崎管内	53	18.22
県域	332	15.98
(平塚管内)	111	19.05
(鎌倉管内)	25	8.24
(小田原管内)	55	16.36
(厚木管内)	141	16.48
県合計	1,773	19.24

保健所別新規感染者数
(6月11日～6月17日)

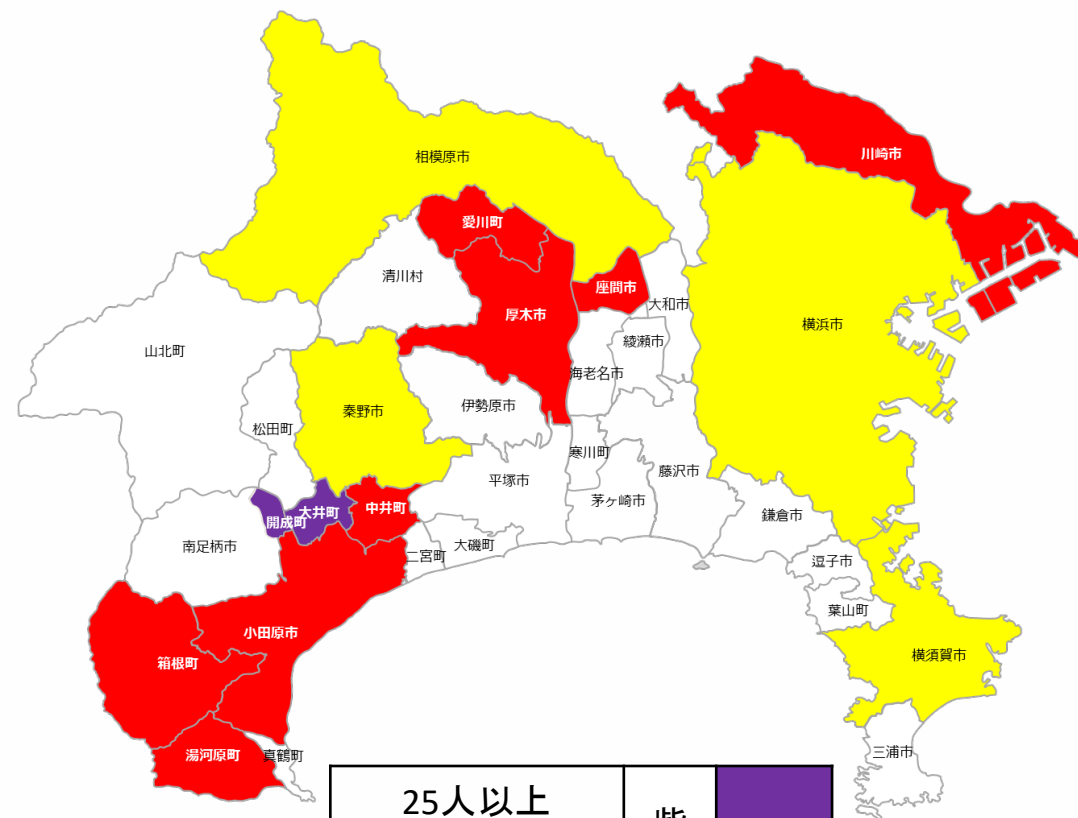
保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	507	13.49
川崎	285	18.51
相模原	86	11.90
横須賀	45	11.53
藤沢	25	5.72
茅ヶ崎管内	23	7.91
県域	225	10.83
(平塚管内)	45	7.72
(鎌倉管内)	14	4.62
(小田原管内)	53	15.77
(厚木管内)	113	13.20
県合計	1,196	12.98

県内市町村別新規感染者の1週間あたりの発生状況

市町村	保健所	6月11日～6月17日	
		新規報告数	人口10万人当たり
横浜市	横浜	507	13.49
川崎市	川崎	285	18.51
相模原市	相模原	86	11.90
横須賀市	横須賀	45	11.53
藤沢市	藤沢	25	5.72
茅ヶ崎市	茅ヶ崎	21	8.67
寒川町		2	4.12
平塚市	平塚	16	6.21
二宮町		2	7.26
大磯町		2	6.43
秦野市	秦野	21	12.78
伊勢原市		4	3.92
鎌倉市	鎌倉	9	5.20
逗子市		2	3.51
葉山町		0	0.00
三浦市	三崎	3	7.18

市町村	保健所	6月11日～6月17日	
		新規報告数	人口10万人当たり
小田原市	小田原	29	15.34
箱根町		2	18.31
湯河原町		4	17.04
真鶴町		0	0.00
南足柄市	足柄上	4	9.69
山北町		0	0.00
中井町		2	21.57
大井町		5	29.30
松田町		1	9.36
開成町		6	32.96
厚木市	厚木	46	20.55
海老名市		9	6.64
座間市		26	19.88
愛川町		8	20.38
清川村	大和	0	0.00
大和市		19	7.94
綾瀬市		5	5.93

※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。



25人以上 (ステージⅣ)	紫	
15人～25人 (ステージⅢ)	赤	
10人～15人 (ステージⅡ)	黄	

措置区域の検討

- 政令市である、横浜市、川崎市、相模原市は、東京都に隣接しており、人口及び新規感染者の絶対数も多いことから、引き続き措置区域とする。
- 政令市以外の市町村は、新規感染者数が、ステージⅢ以上の市町村を措置区域とする。
- ただし、人口規模が小さい市町村は、少ない感染でも数値の変動が大きく、感染の封じ込めが比較的可能であるため、ステージⅢ以上であっても措置区域としない。
- 直近1週間(6/11～6/17)の10万人あたり(1週間あたり)の新規感染者の状況

横浜(13.49) 川崎(18.51) 相模原(11.90) 横須賀(11.53) 平塚(6.21) 鎌倉(5.20) 藤沢(5.72) 小田原(15.34) 茅ヶ崎(8.67)
逗子(3.51) 三浦(7.18) 秦野(12.78) 厚木(20.55) 大和(7.94) 伊勢原(3.92) 海老名(6.64) 座間(19.88) 綾瀬(5.93)
葉山(0.00) 寒川(4.12)



- 措置区域は、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市とする。

6月21日以降の措置区域と期間

- 横浜市、川崎市、相模原市（4月20日～7月11日）
- 厚木市、座間市（4月28日～7月11日）
- 小田原市（6月1日～7月11日）

合計 6市



措置内容の変更について

酒類提供に係る要請事項

- 措置区域内は、5時から20時までの営業時間短縮要請（措置区域外は21時まで）
酒類提供は11時から19時まで（措置区域外は20時まで）とする。
- ただし、感染の急拡大につながる可能性もあるため、酒類を提供する飲食店等
については、滞在時間の制限等を要件に定める。（酒類提供要件）

滞在時間（90分以内）、人数（1組あたり4人以内、又は同居家族に限る）、 基本4項目の遵守

- チラシ・ポスターの掲示、感染防止対策取組書に基本4項目の明記（協力金支給時写真添付等）
LINEコトお知らせシステム登録（入退店時二次元コード読取り）や、帳簿記録（氏名・入退店時間記録・保管）
により、入退店時の記録を促す。

なお、急激な感染状況悪化に対する対応（ブレーキ措置）として、
新規感染者数が全県週平均で1日（230人）超となった場合は、措置区域を拡大や、
酒類提供の停止要請などを検討する。

事業者への要請（飲食店等）

措置区域	その他区域
○営業時間の短縮要請（法第31条の6第1項） 【時 間】5時から20時まで 酒類の提供は11時から19時まで 〔酒類提供店の滞在時間（90分以内）、人数（1組4人以内）〕 〔感染防止対策の基本4項目の遵守※〕	○営業時間の短縮要請（法第24条第9項） 【時 間】5時から21時まで 酒類の提供は11時から20時まで 〔酒類提供店の滞在時間（90分以内）、人数（1組4人以内）〕 〔感染防止対策の基本4項目の遵守※〕
○まん延防止等の措置（法第31条の6第1項） ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置※ ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止※ ・ 施設の換気※ ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保※ ・ 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置	○まん延防止等の措置（法第24条第9項） 同左
○必要に応じて以下の措置を講じる。 ・ 要請に応じない事業者への命令（法第31条の6第3項） ・ 要請・命令時の公表（法第31条の6第5項） ・ 命令のための立入検査等（法第72条） ・ 命令違反等に対する過料（法第80条）	
○全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）	

事業者への要請（飲食店等以外の施設）①

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	
	床面積の合計が1000平米超：（法第24条9項） 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下： 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、 テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、 ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	
	床面積の合計が1000平米超：（法第24条9項） 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下： 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	床面積の合計が1000平米超：（法第24条9項） 5時から20時までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下： 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など		
スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超：（法第24条9項） 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下： 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	（生活必需物資を除く） 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など		

事業者への要請（飲食店等以外の施設）②

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

事業者への要請（飲食店等以外の施設）③

措置区域	その他区域
○ 酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ ○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ ○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ ○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。 ○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）	

事業者への要請（イベントの制限）

措置区域

その他区域

○収容人数等の要請（法24条第9項）

収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	
100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%以内 （席がない場合は十分な間隔）	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○営業時間短縮の働きかけ

【時 間】5時から21時まで

酒類の提供は11時から19時まで

○営業時間短縮の働きかけ

【時 間】5時から21時まで

酒類の提供は11時から20時まで

○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）

○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

県民への要請

県内全域(措置区域＋その他区域)

○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、
生活や健康の維持のために必要なもの

○ 時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛

○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

○ 飲食する場合には、昼夜を問わずマスク飲食の実践、 短時間・少人数の徹底、M・A・S・Kを含む基本的な感染防止対策等の徹底

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

※ 5つの場面：飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針

令和3年4月16日制定

令和3年4月24日改定

令和3年5月8日改定

令和3年5月28日改定

令和3年6月18日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年4月16日、特措法（以下、「法」という。）第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年4月20日～7月11日

2 措置区域

横浜市、川崎市、相模原市（4月20日から）

厚木市、座間市（4月28日から）

小田原市（6月1日から）

3 措置区域、その他区域で実施する措置の内容

（1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合（※）を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、措置区域においては法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、その他の地域においては、法第 24 条第 9 項に基づき、時短営業の要請をしている時間以降に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請する。
- 法第 24 条第 9 項に基づき、路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 事業者への要請等

ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請する。

措置区域 横浜市・川崎市・相模原市（4月20日から） 厚木市・座間市（4月28日から） 小田原市（6月1日から）	その他区域
営業時間の短縮（法第 31 条の 6 第 1 項） ・営業時間は 5 時から 20 時まで <u>酒類の提供は 11 時から 19 時まで</u> （<u>但し、酒類提供の要件として、酒類提供店の滞在時間（90 分以内）、</u> <u>人数（1 組 4 人以内）、</u> <u>感染防止対策の基本 4 項目の遵守※</u>） ※ 手指の消毒設備の設置 ※ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ※ 施設の換気 ※ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保	営業時間の短縮（法第 24 条第 9 項） ・営業時間は 5 時から 21 時まで 酒類の提供は 11 時から 20 時まで <u>同左</u>

まん延防止等の措置（法第 31 条の 6 第 1 項） ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置※ ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止※ ・ 施設の換気※ ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保※ ・ 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置	まん延防止等の措置（法第 24 条第 9 項） 同左
必要に応じて以下の措置を講じる。 ・ 要請に応じない事業者への命令（法第 31 条の 6 第 3 項） ・ 要請・命令時の公表（法第 31 条の 6 第 5 項） ・ 命令のための立入検査等（法第 72 条） ・ 命令違反等に対する過料（法第 80 条）	
全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項）	

イ その他の施設への対応

- 法施行令第11条第1項に規定する施設については、時短営業等について要請又は働きかけを行う。

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	1000平米超：5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催以外の場合は20時まで ※映画館の上映は5時から21時までの営業時間短縮要請（1000平米超）又は働きかけ（1000平米以下）	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 入場整理等の働きかけ	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催の場合は21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 入場整理等の働きかけ	
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	入場整理等の働きかけ	

大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 家電量販店 など	1000平米超：5時から20時まで の営業時間短縮要請（但し生活 必需物資を除く）	5時から21時までの営業時 間短縮働きかけ（但し生活必 需物資を除く）
	1000平米以下：5時から20時ま での営業時間短縮働きかけ（但 し生活必需物資を除く）	
	入場整理等の働きかけ	
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等に おける遠隔授業も活用した学修者本位の 効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	<u>酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ</u>	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、 クリーニング店 など	<u>酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ</u>	

- ※1 入場整理等の働きかけ：入場整理及びカラオケ設備使用自粛、酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ等
- ※2 特に大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）に対し、施設内外に混雑が生じることがないように、集客に応じた入場制限などの「入場整理」の徹底を働きかけるとともに、ホームページ等を通じて広く周知する
- 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

措置区域		その他区域
横浜市・川崎市・相模原市（4 月 20 日から） 厚木市・座間市（4 月 28 日から） 小田原市（6 月 1 日から）		
収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等	歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等	5,000 人
100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%以内 （席がない場合は十分な間隔）	
営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は 5 時から 21 時まで （ <u>酒類の提供は 11 時から 19 時まで</u> ）		営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は 5 時から 21 時まで （酒類の提供は 11 時から 20 時まで）
・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項） ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ		

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

オ 大学や学校への要請

- 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

カ 高齢者施設等への要請

- 高齢者施設等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、県又は保健所設置市が行う施設従事者への P C R 検査等の受検を促すよう要請する。

4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3（2）ア及びイの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。
- 3（2）アについては、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨、カラオケ設備提供の終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合）等を支給の条件とする。
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 飲食店等の感染防止対策の強化

- 基本的対処方針及び国の事務連絡に基づき、飲食店におけるガイドラインの遵守を促すため、措置区域から順次、個別の店舗を訪問する。
- マスク飲食の普及徹底を図るため、マスク飲食を実施する飲食店の認証制度を運用する。

6 医療提供体制の確保等の取組

(1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。

(2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

(3) 宿泊療養施設の確保

- 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

7 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

8 その他

- まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

■ 特措法第24条第9項に基づく時短要請対象施設
 (* 飲食店等は特措法第31条の6第1項に基づく時短要請)

(1) 措置区域内における以下の施設のうち、1,000㎡(床面積の合計、屋外は除く)を超えるもの

施設区分	種別	措置区域内	その他区域
遊技場 (第9号)	マージャン店 パチンコ屋 ゲームセンター テーマパーク 遊園地	5時～20時までの要請 ※但し、イベント開催の場合は21時まで	21時までの営業時間短縮働きかけ
遊興施設 (第11号) (飲食店を除く)	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ 性風俗店 アダルトショップ 個室ビデオ店 カラオケボックス 射的場 ライブハウス 場外馬(車・舟)券場		
運動施設 (第9号) 博物館 (第10号)	体育館 水泳場 ボウリング場 スケート場 ゴルフ場 ゴルフ練習場 バッティング練習場 陸上競技場 野球場 テニス場 柔剣道場 弓道場 スポーツクラブ ホットヨガ ヨガスタジオ 博物館 美術館 科学館 記念館 水族館 動物園 植物園		
		人数上限5000人かつ収容率要件(※)以下とする (※)大声なし:100%以内 大声あり:50%以内 入場整理等の働きかけ	

劇場等 (第4号)	映画館 プラネタリウム 劇場 観覧場 演芸場	5時～21時までの営業時間短縮要請	21時までの営業時間短縮の働きかけ
集会・展示施設 (第5号・6号)	集会場 公会堂 展示場 貸会議室 文化会館 多目的ホール 結婚式場（飲食店を除く）	※但し、イベント開催以外の場合は20時まで	
ホテル等 (第8号)	ホテル（集会の用に供する部分に限る。） 旅館（集会の用に供する部分に限る。）	人数上限5000人かつ収容率要件(※)以下とする (※)大声なし:100%以内 大声あり:50%以内 入場整理等の働きかけ	
商業施設 (第7号・12号)	大規模小売店 百貨店 ショッピングセンター 家電販売店 ペットショップ（ペットフード売り場を除く） ペット美容室（トリミング） 宝石類や金銀の販売店 住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの） 古物商（質屋を除く） 金券ショップ 古本屋 おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 DVD/ビデオショップ DVD/レンタルショップ アウトドア用品、スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物屋 旅行代理店（店舗） アイドルグッズ専門店 ネイルサロン まつ毛エクステンション スーパー銭湯 岩盤浴 サウナ 日焼けサロン 脱毛サロン 写真屋 フォトスタジオ 美術品販売 展望室	5～20時までの営業時間短縮の要請（但し生活必需物資を除く）	21時までの営業時間短縮の働きかけ (但し生活必需物資を除く)

■ 時短要請対象外施設

(2) 上記(1)の表に掲げる施設のうち、1,000㎡(床面積の合計、屋外は除く)以下のもの＝働きかけ

(3) その他区域における上記(1)の表に掲げる施設＝働きかけ

(4) 以下の施設

施設区分	施設	措置区域内	その他区域
医療施設	病院 診療所 歯科 薬局 鍼灸・マッサージ 接骨院 柔道整復	感染防止対策の徹底等の働きかけ	
生活必需物資 販売施設 (豪奢品を除く)	卸売市場 食料品売り場(移動販売店舗を含む) コンビニエンスストア 百貨店(生活必需品売場) スーパーマーケット ホームセンター(生活必需品売場) ショッピングモール(生活必需品売場) ガソリンスタンド 靴屋 衣料品店 雑貨屋 文房具屋 酒屋		
住宅・宿泊施設	ホテル カプセルホテル 旅館 民泊 共同住宅 寄宿舍 下宿 ラブホテル ウィークリーマンション		
交通機関等	バス タクシー レンタカー 電車 船舶 航空機 物流サービス(宅配等含む)		
工場等	工場 作業所		
金融機関・官公署 等	銀行 消費者金融 A T M 証券取引所 証券会社 保険代理店 事務所 官公署		

その他 (豪奢品を除く)	貸倉庫 郵便局 メディア 不動産業者 火葬場 獣医 ペットホテル たばこ屋(たばこ専門店) ブライダルショップ 本屋 自転車屋 園芸用品店 修理店(時計、靴、洋服等) 鍵屋 100円ショップ 駅売場 家具屋 自動車販売店、カー用品店 花屋 ランドリー ゴミ処理関係 神社 寺院 教会	感染防止対策の徹底等の働きかけ
学校 (第1号)	幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 高等専修学校 高等専門学校 中等教育学校 特別支援学校	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学習者本位の効果的な授業の実施等を要請
保育所等 (第2号)	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む) 学童クラブ 障害児通所支援事業所 上記以外の児童福祉法関係の施設 障害福祉サービス等事業所 老人福祉法・介護保険法関係の施設 婦人保護施設 その他の社会福祉施設	
大学等 (第3号)	大学 専修学校(高等専修学校を除く)・各種学校 日本語学校・外国語学校 インターナショナルスクール	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所 学習塾 オンライン授業 家庭教師 英会話教室 音楽教室 囲碁・将棋教室 生け花・茶道・書道・絵画教室 そろばん教室 バレエ教室 体操教室	
集会場等 (第5号)	葬祭場	酒類提供自粛(酒類の店内持込含む)の働きかけ
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理等の働きかけ
商業施設 (第12号)	銭湯(物価統制令の対象となるもの) 理容室 美容店 質屋 貸衣裳屋 クリーニング店	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ
遊興施設 (第11号)	マンガ喫茶 ネットカフェ	